

東京都北区雨水浸透施設設置工事費助成要綱

20 北ま道第 4440 号

平成 21 年 4 月 1 日

3 北土道第 2303 号

令和 3 年 12 月 21 日

5 北土道 2656 号

改正

令和 6 年 1 月 16 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、総合的な治水対策の一環として、雨水浸透施設を設置する者に対して、区がその工事に要する経費の一部を助成することにより、降雨による雨水流出を抑制し、水害の防止及び軽減並びに自然環境の保全及び回復を図ることを目的とする。

(適用区域)

第 2 条 この要綱は北区の全域において適用するものとする。

(雨水浸透施設)

第 3 条 この要綱により助成する雨水浸透施設は、雨水を地下に浸透させる施設で、次に掲げるものとする。

- (1) 雨水浸透トレンチ
- (2) 雨水浸透ます

2 前項に規定する雨水浸透施設は、「東京都雨水貯留・浸透施設技術指針（資料編）」（平成 21 年 2 月東京都総合治水対策協議会）第 3 章（1）1－7 参考の施設又は当該施設と同等以上の単位貯留・浸透量を有するものでなければならない。

(助成対象住宅)

第 4 条 助成の対象となる住宅は、次に掲げるものとする。ただし、仮設建築物にかかるものを除く。

- (1) 敷地面積が 500 m²未満の個人が所有する住宅
- (2) その他区長が特に必要と認めた住宅等

(助成対象者)

第5条 助成対象者は、助成の対象となる住宅等の所有者（個人に限る。）とする。

(助成金の交付額)

第6条 助成金の交付額は、予算の範囲内で、1件40万円を限度として、標準工事費単価に設置数量を乗じて得た額又は工事に要した額のいずれか小さい額とする。

2 前項の標準工事費単価については、東京都が「雨水流出抑制事業補助要綱」で定める東京都設定標準工事費単価を適用するものとする。

(交付申請)

第7条 この要綱による助成金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、雨水浸透施設設置工事費助成金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 当該土地の所有者及び敷地面積が分かるもの（登記簿謄本、建築確認申請書の写し、固定資産税納税通知書の写し等）
- (2) 雨水浸透施設設置図
- (3) 雨水浸透施設構造図
- (4) 工事費見積書の写し
- (5) その他区長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 区長は、前条の規定により申請を受けた場合は、書類を審査し、助成金を交付することを適当と認めたときは、雨水浸透施設設置工事費助成金交付決定通知書（別記第2号様式。以下「交付決定通知」という）により、助成金を交付することが適当でないとき雨水浸透施設設置工事費助成金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による交付決定に当たり、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(工事完了届)

第9条 前条第1項の規定により交付決定通知を受けた者は、この要綱に基づき助成金の交付が決定された工事（以下、「工事」という。）が完了したときは雨水浸透施設設置工事完了届（別記第4号様式。以下「完了届」という。）に、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 工事写真（雨水浸透施設の構造が確認できる写真）
- (2) しゅん工図
- (3) 工事費請求書の写し等
- (4) その他区長が必要と認めた書類

(助成金の額の確定及び通知)

第10条 区長は、前条の規定により完了届の提出を受けた場合は、その内容を審査するとともに現地調査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、雨水浸透施設設置工事費助成金確定通知書（別記第5号様式。以下「助成金確定通知」という。）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第11条 前条の規定により助成金確定通知を受けた者は、雨水浸透施設設置工事費助成金請求書（別記第6号様式）により区長に助成金の交付を請求できるものとする。

2 区長は、前項の規定により請求があったときは、請求内容を審査の上、助成金を交付するものとする。

(代理)

第12条 代理人が申請者に代わって、第7条に規定する申請書及び第9条に規定する完了届の作成及び提出を行うときは、第7条に規定する申請書の提出の際に委任状（別記第7号様式）を添付しなければならない。

(助成金の返還等)

第13条 区長は、申請者が次の各号の一に該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において既に助成金を交付しているときは、そ

の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他の不正の手段により助成金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 助成金を助成工事以外の用途に使用したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、この要綱又は法令の規定に違反したとき。

(施設の管理)

第14条 この要綱に基づき助成金の交付を受けた者は、助成工事完了後も雨水浸透施設の浸透能力を保持するため、適切な維持管理に努めるものとする。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

東京都北区長 殿

申請者 住所

氏名

電話

雨水浸透施設設置工事費助成金交付申請書

東京都北区雨水浸透施設設置工事費助成要綱に基づく助成金の交付を受けたいので下記のとおり申請します。

施工場所	北区					丁目	番号
敷地面積	m ²	建築面積	m ²	対策量	m ³		
施設名	形状寸法	数量	単位	見積額			
				単価	金額		
						合計	

添付書類

- 1 土地所有者、敷地面積が明記されているもの（登記簿謄本、建築確認申請書の写し、固定資産税納税通知書の写し等
- 2 施設配置図
- 3 構造図
- 4 見積書の写し
- 5 その他

北 第 号
年 月 日

様

東京都北区長

雨水浸透施設設置工事費助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった雨水浸透施設設置工事費助成金の交付
について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 助成金交付決定額 円

2 施行場所 北区 丁目 番 号

3 交付条件

(1) 工事が完了したときは、完了届を区長に提出してください。

(2) 助成金の額は、完了届が提出された後、その内容の審査及び現地調査を行って確定します。

(3) 助成金交付決定後に助成対象工事の内容を変更するとき又は中止しようとするときは、区長に届け出てください。

(4) 次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことがあります。

ア 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

イ 助成金を助成工事以外に使用したとき。

ウ 東京都北区雨水浸透施設設置工事費助成要綱又は法令の規定に違反したとき。

北 第 号
年 月 日

様

東京都北区長

雨水浸透施設設置工事費助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった雨水浸透施設設置工事費助成金の交付
については、下記の理由により交付できないので通知します。

記

1 施行場所 北区 丁目 番号

2 理由

第4様式（第9条関係）

年 月 日				
東京都北区長 殿				
申請者 住所				
氏名				
電話				
雨水浸透施設設置工事完了届				
年 月 日付 北 第 号により、交付決定を受けた雨水浸透施設設置工事が完了したので、下記のとおり届け出ます。				
記				
施 工 場 所	北 区 丁 目 番 号			
施 工 業 者	電 話			
工 事 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日			
添 付 資 料	1 工事写真（雨水浸透施設の構造が確認できる写真） 2 しゅん工図 3 工事請求書の写し等 4 その他			
現地立会確認年月日	確認	北 区 担 当 者	立会	申請者又は代理人
年 月 日		(印)		

第5号様式（第10条関係）

北 第 号
年 月 日

様

東京都北区長

雨水浸透施設設置工事費助成金確定通知書

年 月 日付北 第 号により、交付を決定した雨水
浸透施設設置工事費助成金は、下記のとおり助成金額が確定したので通知します。

記

確 定 金 額 円

施工場所	北区 丁目 番号			対策量	m ³
施設名	形状寸法	数量	単位	単価	金額
				合計	

- 注) 1 請求書を提出してください。
2 支払は別途通知別途通知いたします。

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

東京都北区長 殿

申請者 住所

氏名

雨水浸透施設設置工事費助成金請求書

年 月 日付北 第 号により、助成金の確定通知を受けたので下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

委 任 状

私は下記の者を代理人と定め東京都北区雨水浸透施設設置工事費助成
に関する申請書・完了届の作成及び提出を委任いたします。

年 月 日

委任者 住所

氏名

電話

記

代理人 住所

氏名

電話